

宮城県監査委員告示 12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和元年6月28日

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 宮城県監査委員 | 中 | 島 | 源 | 陽 |
| 宮城県監査委員 | す | ど | う | 哲 |
| 宮城県監査委員 | 石 | 森 | 建 | 二 |
| 宮城県監査委員 | 成 | 田 | 由 | 加里 |

記

- 1 監査委員の報告日
平成31年3月28日
- 2 通知のあった日
令和元年5月31日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 657,736,383円

過年度分 914,685,865円

合 計 1,572,422,248円

・平成28年度収入未済額

現年度分 860,900,853円

過年度分 1,023,590,663円

合 計 1,884,491,516円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画（平成28年3月策定）、平成30年度県税事務運営及び平成30年度県税事務実施計画に基づき、納期内納税を広報するとともに、滞納が発生した場合には、早期の折衝・財産調査を行ったほか、納税資力があるにもかかわらず滞納している者に対しては、換価・取立てが容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押を行った。また、それでも解決しない案件については、差押自動車のタイヤロック、搜索、公売等を実施するなど、組織的、集中的に滞納整理を行った（3件の公売による417千円の県税充当を含む、計248件、6,678千円の換価・取立てを行った。）。

さらに、収入未済額の9割以上を占める個人県民税については、賦課徴収を行っている仙台市との間で住民税徴収対策会議を開催するなどして、情報の共有と還付金の情報提供

を行うなどの徴収支援対策に取り組み、税金の確保と収入未済額の縮減に努めた。

今後とも仙台市と連携強化を図るとともに、これまでの対策を継続して実施していき収入未済額縮減に繋げていく。

(2) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税金の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成29年度収入未済額
現年度分 125,891,267円
過年度分 141,197,741円
合 計 267,089,008円
- ・平成28年度収入未済額
現年度分 125,107,412円
過年度分 145,485,744円
合 計 270,593,156円

ロ 措置の内容

平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成30年度県税事務運営」及び「平成30年度事務実施計画」に基づき次のとおり収入未済額の縮減と税金確保に努めた。

個人県民税については、管内市町村と協働で滞納整理等を行う実働組織「チームT.O.T.O」による対象案件として42件（市町村共通の納税者20件含む）の滞納整理を実施し、一層の滞納額縮減に努めた。また、「チームT.O.T.O」対象事案以外にも自動車税等の還付金の差押23件や共同催告103件など市町村支援のための各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、「県税滞納額縮減対策3か年計画」に掲げる差押などの滞納処分を中心とした取組を徹底するため、納税第一班において地区割り担当制を廃し、初動調査チームと処分チームの2チームで業務を実施した。このことによりすべての案件に対し早期の財産調査と預貯金、給与、自動車などの差押を実施することができた。また、長期滞納事案や換価の見込めない長期差押財産の見直しを行い、徴収緩和制度も適切に適用し、収入未済額の縮減に努めた。

(3) 仙台地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

海岸占用料に係る事務処理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- 適用する条例を誤ったもの。
 - ・正適用条例 海岸占用料等条例
 - ・誤適用条例 財産の交換、譲与等に関する条例

ロ 措置の内容

占用（使用）許可の担当者を海岸保全区域とそれ以外の土地改良財産に分けて、適用条例を混同しないよう改めたほか、複数で確認するチェック体制を徹底した。

(4) 気仙沼地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事において、誤った施工により対策工事が生じる事態が認められたので、今後再発しないよう対策の徹底を講じられたい。

(内容)

防潮堤の建設工事において、設計や施工の確認が不十分だったため、本来計画した高さよりも高く施工したものの。

ロ 措置の内容

・本件発覚直後、直ちに水産漁港部において部内会議を開催し、事案の発生原因を早急に究明するとともに他の施工中の箇所についての調査を実施した。その結果、防潮堤の高さが計画と相違している案件はないことを確認した。

・今後、同様なミスを生じさせないための措置として、

① 主務課からの通知(平成30年4月13日付け漁復号外)を受け、各事業の設計や工事の受注者との適時・適切な書面による協議の実施、契約図書の照査の徹底、各段階検査等を確実に実施している。

② 各工事毎に提出書類チェックリストを細かく作成して各工事の進捗状況、受注者と担当者の打ち合わせ内容や指示事項、提出書類の確認を細かく行っている。

③ 受注者と管理職による個別意見交換を実施して監督員の問題点を指導し、受注者に対する適切な指導や工事監理に努めている(平成30年度中に2回実施)。

④ 再発防止に向け、所内会議において、全職員に対し注意喚起を指示するとともに、各事業について複数人によるチェック体制を強化するよう指示した。

・なお、令和元年5月1日付けで副班長を2名体制とし、若手職員への技術指導の役割を担う職員を配置した。

(5) 仙台土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

河川占用料の調定誤りにより、還付金及び還付加算金の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

河川占用料について、平成26年度から平成29年度まで誤って調定し、還付金及び還付加算金が発生したものの。

- ・件数 4件
- ・還付金額 779,280円
- ・還付加算金額 31,500円

ロ 措置の内容

・歳入調定に係る個別起案については、稟議の際に複数人により内容確認を行い、チェックマークを付け、誤りを発見した場合は、起案者にフィードバックし修正させることとした。

・処理件数が膨大になる年度初めの一括調定の際には、上記に加えて添付の一覧表についても同様にチェックし、起案者に誤りを修正させることとした。

(6) 松島高等学校

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支給額の誤り及び未払いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の追給すべき賃金について、事務局監査時点で未払いとなっていたものの。

- ・件数 1件
- ・未払い額 43,806円

ロ 措置の内容

予算措置後の平成31年2月19日に口座振込により43,806円を本人に追給した。

事務処理について、本校では担当者任せにせず、各人毎に異なる色のマーカーを用いて確認する体制をとっている。事務室内で緊密な情報共有を図り、関係法令、処理手順等を確認し、複数人によるチェックを確実に実施するなどして、事務処理に遺漏のないよう内部統制が十分に機能するよう努める。また、出納員の果たすべき役割・責任は極めて大きいものと再認識し日頃の業務に当たっていく。

(7) 石巻工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

団体会計等において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

他団体からの補助金受入口座等から、私的に流用したもの。

- ・件数 33件
- ・金額 4,936,770円
- ・期間 平成25年7月から平成29年2月まで

ロ 措置の内容

職員会議で適正な職務執行と信頼回復を校長が指示するとともに、「宮城県石巻工業高等学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領」の遵守を徹底した。また、会計処理チェック体制の検討を行い次のことを実施した。

- 1 金融機関への出入金を用務依頼簿兼現金管理簿により、出納責任者（事務室長）がその都度確認を徹底した。
- 2 業者支払い後、出納責任者が速やかに精算確認を行い、支出後の支払遅延の防止と現金保管を抑制した。
- 3 出納責任者が毎月、各会計の出納簿と通帳の照合を行い、適正な事務処理を確認した。事務室長の担当会計は、次席出納責任者の事務次長が確認を行った。
- 4 各学校徴収金の会計を担当する職員を対象に会計の取扱いに関する説明会を開催し、「宮城県石巻工業高等学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領」を共通理解のもと事務処理の適正化と事故防止を図った。

(8) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、不適切な支出が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

ガソリン等購入券を、私的に使用したもの。

- ・件数 218件
- ・金額 1,320,672円
- ・期間 平成24年4月から平成30年3月まで

ロ 措置の内容

全所属に対し、ガソリン等購入券の適正な取扱等について指示するとともに、全所属の取扱状況を点検し、指示内容の確実な履行について徹底を図った。